

# 令和6年度 産学官共同研究開発支援事業 補助金（二次募集分）のご案内

(株)八戸インテリジェントプラザは、地域産業の高度化支援を図ることを目的に国・県・市・町、さらに民間企業の出資により、平成元年5月、第三セクターとして設立され、研究開発支援、研究開発、人材育成、情報提供、産学官、異業種の交流促進、調査受託などを事業内容としております。

本年度も、八戸市委託の産学官共同研究開発支援事業を実施しますのでご案内致します。

この事業は、産業の技術の高度化、及び新たな製品開発など積極的な事業活動の推進を支援することを目的とし、企業が大学等と共同で行なう研究開発事業に対し費用面で支援をするもので、これまで26カ年52件の支援をしてきました。

今年度も意欲的な新製品、新技術の研究開発事業を応援します。申請をお待ちしております。

## ● 補助対象事業

製造業などの特定の業種（※1参照）に属する事業を2年以上営む、**八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村**（※2）に事業所を有する法人、住所を有する個人又は企業グループ若しくは組合（※3）が、大学（短期大学及び大学院を含む。）、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と共同で行う研究開発事業で、次のいずれかに該当するもの。

- 1 **新たな製品開発**のために行う研究開発事業
- 2 **新たな技術開発**のために行う研究開発事業
- 3 その他**地域の産業技術の高度化**に資する研究開発事業

ただし、当該研究開発事業が他の制度により補助金の交付を受けている、又は受ける見込みである場合には、補助対象になりません。また、税金の滞納がある企業、過去2年間に本事業の助成を受けた企業も、補助対象になりません。

※1：特定の業種に属する事業とは、以下の事業です。

- a. 製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所
- b. その他特に適当と認める事業

※2：八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村とは、以下の市町村です。

**八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町**（以下「圏域」という。）

※3：構成員の過半数が圏域内に事業所を有する法人又は圏域内に住所を有する個人であるものに限り、（以下「企業グループ等」という。）

## ● 補助対象経費

研究開発のために要する、設備機器の購入に要する経費、原材料・消耗品購入費、アドバイザーに対する謝礼金等、外注加工費、旅費、その他特に必要と認められる経費。（人件費及び企業グループ等の構成員間の取引により生じる経費は対象外。）

## ● 補助対象事業の区分等

補助金の交付対象とする事業には、パイロット事業枠及び成果育成枠の2種類があります。

- ・「パイロット事業枠」 支援対象経費の10/10以内の額（1件あたり上限 25万円）
- ・「成果育成枠」 支援対象経費の1/2以内の額（1件あたり上限 200万円）

補助金の交付の対象とする事業については、1企業当たり1事業とし、重複して申請することはできません。今年度の補助金の総額は225万円です。

「パイロット事業枠」は、試験的に先行して研究開発に取り組む事業で、その全部又は一部を大学等に委託することを妨げません。ただし、大学等に委託する場合であっても、補助金の交付を受けようとする者が主体的に事業計画を立案するとともに、事業全体の管理を行うものとします。

「成果育成枠」は、これまでの研究開発を加速化させるために取り組む事業です。

**補助対象者の所在する市町村が補助金を負担します。**

## ● 交付申請と決定

補助金の交付を申請する方は、事前に担当者までご相談いただくとともに、「八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金（二次募集分）交付申請書」に以下の書類を添えて、期日までにご提出ください。

- 1 研究開発事業の事業計画書・収支予算書
- 2 研究開発事業の具体的資料（図等）
- 3 直近2箇年の収支決算書（確定申告書）
- 4 会社概要、パンフレット等
- 5 納税状況確認のための同意書
- 6 その他（株）八戸インテリジェントプラザが必要と認めるもの

※企業グループ等が申請する場合にあっては、構成員名簿、規約、各構成員それぞれの3から5までの書類を添えてご提出ください。

補助金交付の可否は、学識経験者等で構成する審査委員会による審査の後、決定します。

## ● 実績報告と成果の公表

研究開発事業の完了後、「八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金実績報告書」を提出していただきます。（提出期限：令和7年2月28日 補助対象経費の支払は令和7年2月14日まで）また、研究開発事業終了後の5年間は、（株）八戸インテリジェントプラザが実施するフォローアップ調査に協力していただきます。

補助金額の確定は、提出のあった実績報告書の内容の審査後となります。実績報告に際して、研究開発事業の実施に伴う、研究記録、補助対象物件、会計帳簿、証拠書類などの提出を求めるとともに、必要に応じて現地確認を行います。また、本事業により取得した財産は、財産処分の制限を受けることがあります。

研究開発事業完了後、その成果を公表します。ただし、正当な理由がある場合（特許出願等がある場合）には、全部又は一部を公表しないことも可能です。

## ● 申請期限と申請先

- ・ 交付申請の期限

令和6年8月30日（金） 17：00まで

- ・ 交付申請及び問合せ先

〒039-2245 八戸市北インター工業団地一丁目4-43

（株）八戸インテリジェントプラザ 研究課 担当：林崎 (TEL 21-2111)

URL <https://www.hachinohe-ip.co.jp>

**申請の際には、必ず事前にご相談下さい。**

**新製品、新技術の開発に活用できます。どうぞご利用ください。**